

# はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師 賠償責任保険のご案内

保険期間：2022年8月1日～2023年8月1日(午後4時)

## 基本プラン① 柔道整復師業務による賠償事故 (柔道整復師特約)

補償内容 「柔道整復師業務」にかかわる事故によって、利用者に損害を与えてしまい、治療費や感謝料、法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに補償します。

### ■保険金額と保険料 柔道整復師業務による賠償事故を補償

保険期間1年

加入タイプ			A	B	C	D
年間保険料			8,380円	5,810円	4,620円	3,960円
保険金額	柔道整復師業務に基づく事故	対人賠償	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
		1年間	3億円	1.5億円	9,000万円	6,000万円
	自己負担額		なし			

## 基本プラン② 鍼灸師などの業務による賠償事故 (はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特約)

補償内容 「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の業務」にかかわる事故によって、利用者に損害を与えてしまい、治療費や感謝料、法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに補償します。

### ■保険金額と保険料 鍼灸師などの業務による賠償事故を補償

保険期間1年

加入タイプ			P	Q	R	S
年間保険料			7,620円	5,280円	4,200円	3,600円
保険金額	鍼灸師業務に基づく事故	対人賠償	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
		1年間	3億円	1.5億円	9,000万円	6,000万円
	自己負担額		なし			

## 基本プラン③ 基本プラン①と②を組み合わせたプランです。

基本プラン①～③と併せて選択できるオプションプランです。

## +オプションプラン 院内設備の不備による賠償事故を補償 (施術所危険担保追加条項)

補償内容 院内施設の不備、従業員の過失が原因で患者や見舞客、通行人などを傷つけたり、持物を壊したりして治療費や修理費など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに補償します。

オプションプラン  
だけのお申込は  
できません。

### ■保険金額と保険料 院内施設の不備による賠償事故を補償

保険期間1年

加入タイプ			イ	ロ	ハ	ニ
年間保険料			1,300円	1,020円	720円	480円
保険金額	建物や設備に基づく事故	対人賠償	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
		1名	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	対物賠償	1事故	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円
自己負担額		1,000円				

申込締切：2022年7月20日

## お支払いする保険金は

お支払いする保険金は以下のとおりです。

- 1 法律上の損害賠償金 修理費、治療費、慰謝料等
- 2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの承認を得て支出したものにすぎりません)
- 3 権利保全行使費用 他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用
- 4 損害防止費用 損害拡大を防止するために支払った有益な費用
- 5 緊急措置費用 賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- 6 協力費用 損保ジャパンの求めに応じて損保ジャパンへの協力のために支出された費用

下記の算式で計算してお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \left( \text{1 損害賠償金} - \text{免責金額} \right) + \left[ \text{2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など} \right. \\ \left. \text{3 権利保全行使費用 4 損害防止費用 5 緊急措置費用 6 協力費用} \right]$$

保険金額を限度とします。 かかった費用をお支払いします。

※1 免責金額とは、支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

※2 2 は、1 損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の 1 損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象とはなりません。

(注2) 賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

(注3) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

## 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

保険期間(責任)開始前の事故(損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3) 保険期間の開始日より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
		共通事項	特約での固有事項
特約 柔道整復師	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において、柔道整復師の業務を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合。なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。	①故意によって生じた賠償責任 ②従業員が業務中に被った身体障害 ③他人から借りたり預かっていたりしている物に対する賠償責任	①名當き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ②業務の結果を保証することによって加重された賠償責任 ③被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任 ④被保険者が医師の同意を得ずに脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた賠償責任 ⑤被保険者が所定の資格を有しないで行った業務の遂行に起因する賠償責任 ⑥美容を唯一の目的とする柔道整復行為、鍼灸行為に起因する賠償責任
特約 はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ、指圧師特約	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において「はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧」の業務を遂行することにより、施術対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、法律上の賠償責任を負った場合。なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。	④戦争・暴動などによる賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた事故 ⑥世帯を同じくする親族に対する賠償責任	など
追加条項 施設所危険担保	被保険者が所有、使用または管理する加入依頼書に記載された施設もしくは設備、または業務の遂行によって保険期間中に生じた偶然な事故により、第三者に身体障害や財物損壊を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	⑦他人との間に結んだ損害賠償に関する特約により加重された賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任	①自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ②施設の新築、修理、改造、取りこわしなどに起因する賠償責任 ③業務の遂行にあたり発生した当該業務の対象となる者の身体の障害によって生じた賠償責任

このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

### 制度提供団体 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合

〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西13丁目317-3 フナコシヤ南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034

### 問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

#### 有限会社ケイティエス

北海道支店

〒062-0932 北海道札幌市豊平区平岸2条8丁目2-21 パルテール203

TEL 011-777-8880 FAX 011-312-5812

担当者 佐藤 典雄 携帯電話 090-8900-3955

受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

[引受保険会社]



#### 損害保険ジャパン株式会社

札幌支店 札幌支社

〒060-8552 北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン 札幌ビル2F

TEL 011-281-8100 FAX 011-281-0491

受付時間 平日/午前9時から午後5時まで